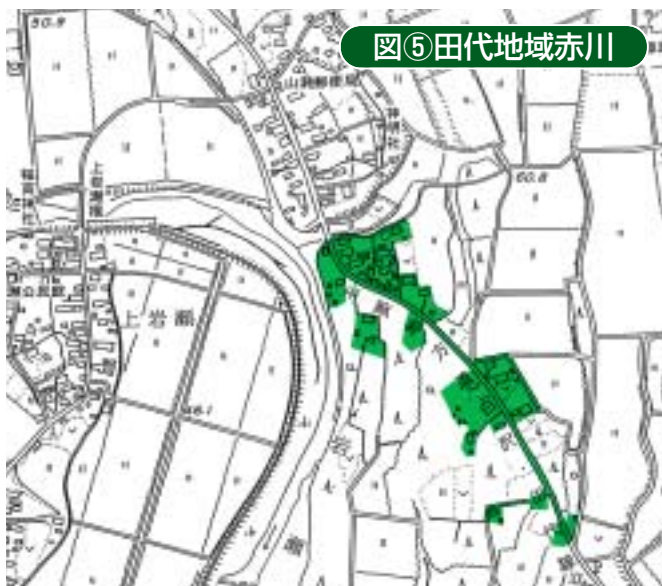




図④比内地域野開



図②大館地域二井田



図⑤田代地域赤川



図③比内地域笹館

で、次の条件で利用できます。

- トイレ1カ所だと50万円まで、2カ所以上の場合150万円まで借りられます。
- 返済は元金のみ、50回以内の均等償還となり、利息は市が負担します。
- 3年以内の水洗化工事で、市税、下水道事業受益者負担金(分担金)を滞納していないか

た  
 ※官公庁・会社・その他法人等は融資あっせんの対象となりません。

**融資あっせんの手続き**

融資あっせんをご希望のかたは、工事の申請と同時に必要書類を添えて工事指定店へ提出し

てください。

**受益者負担金(分担金)**

下水道が整備された区域では、トイレの水洗化や生活排水の処理により、快適な生活環境が実現できます。

そのため、土地の利用価値が向上すると考えられ、下水道が整備された区域の土地所有者などに建設費の一部を負担いただくのが「受益者負担金(分担金)」の制度です。

今月下旬から土地所有者などに関係書類を送付し、受益者を決める手続きを行います。その後、6月初旬に納付書をお届けいたします。

**受益者負担金一括納付報奨金制度が変わります**

**納付時期に応じて1%から10%の報奨金**

下水道事業受益者負担金(田代地域では分担金)は、5年間に分けて納付していただいています。納付が始まる年度から5年度目の第1期までの間に納期未到来分の全額を一括して納付された場合、

額を一括して納付される場合に限り、15%の一括納付報奨金を交付してきましたが、交付率と適用期間が次のように変わりました。

納付した時期に応じて報奨金を交付する制度があります。  
 昨年度までは、初年度の第1期(6月)までに5年度分全

- ▼ 初年度6月……………5%
- ▼ 2年度6月……………4%
- ▼ 3年度6月……………3%
- ▼ 4年度6月……………2%
- ▼ 5年度6月……………1%